

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 1 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 1 月 1 9 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 議案第 3 4 号 洞爺湖町手数料条例の一部改正について
日程第 5 議案第 3 5 号 洞爺湖町霊園条例の一部改正について
日程第 6 議案第 3 6 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 5 号)
日程第 7 承認第 2 号 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 7 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	1 0 番	石 川 諭 君
1 1 番	板 垣 正 人 君	1 2 番	大 西 智 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経済部長	若 木 涉 君

洞爺総合 支所長	佐野大次君	經濟部 次長	原信也君
総務課長	末永弘幸君	企画財政 課長	藤岡孝弘君
政策推進 課長	野呂圭一君	住民税務 課長	後藤和郎君
健康福祉 課長	佐々木勉君	子育て支 援課長	原美夏君
介護高齢 課長	高橋憲史君	観光振興 課長	田仁孝志君
産業振興 課長	仙波貴樹君	建設課長	篠原哲也君
上下水道 課長	細江幸恵君	地域振興 課長	兼村憲三君
農業振興 課長	片岸昭弘君	洞爺湖温 泉支所長	金子信之君
会計 管理者	金子真優美君	教育長	渋川賢一君
教育推進 課長	高橋謙介君	社会教育 課長	角田隆志君
代表監査 委員	山口芳行君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐藤久志 書記 阿部はるか

庶務係 木村 暁 美

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、洞爺湖町議会令和6年1月会議を開会いたします。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午後3時00分）

◎能登半島地震に対する黙祷

○議長（大西 智君） 本年1月1日に発生した、令和6年能登半島地震の震災により、お亡くなりになられた方々に対しまして、心からの黙祷を捧げたいと思います。

全員、ご起立願います。

黙祷。

黙祷を終わります。

ご着席ください。

◎新年の挨拶

○議長（大西 智君） 会議に先立ちまして、令和6年初会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様、新年明けましておめでとうございます。

令和6年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

1月会議、年頭に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

輝かしい新年を町民の皆様とお迎えることを心よりお慶び申し上げます。また、日頃より議会に対して深いご理解、ご指導、ご協力を賜っておりますことを心から厚くお礼を申し上げます。

まず、最初に、本年は年明けから石川県能登地方で地震が発生し、建物の崩壊や土砂崩れ、また津波、火災などによりお亡くなりになられた方々が今日現在で232名となり、いまだ多数の方々が避難生活を余儀なくされるなど、甚大な被害となっております。お亡くなりになられた方々に対し、深く哀悼の意を表したいと思います。

当町におきましては、この地震による津波注意報が発せられましたが、被害などはなかったところではあります。ただ、このような災害は時期、時間など問わず襲ってくるものであり、さらには認識させられたところであり、改めて災害に強いまちづくりが望まれるところがあります。

さて、昨年は新型コロナウイルスの分類が2類から5類に変わり、経済と人の動きが大きく動いた1年になりました。また、引き続き物価高騰、働き手不足などにより、国内の経済は厳しい状況となっており、町における社会活動や生活環境へも大きな影響を与えておりま

す。

当町におきましては、昨年12月会議で物価高騰支援事業の生活支援対策、また経済対策などの補正予算を議会で検討がなされ、町民、各産業に支援できるよう議案が可決されたところです。町におけるイベント、行事、各自治会、各種団体の催し物が感染対策を講じながらも町民の皆様が楽しまれ、研修をされた年となりました。

観光事業においては、国内外の多くの旅行者が町を訪れ、にぎわい、活気が戻りつつあるように感じているところです。

漁業、農業は、燃油の高騰、そして生産資材の高騰により、大変厳しい環境下が続く、養殖ホタテにおいては、中国の輸出規制の中、販売先の確保の問題等を考えながらの出荷になっていることと思います。

気候変動で夏場の異常気温が続く、農産物においては品質の低下と減収となる厳しい状況で終了した年になっています。

また、医療、福祉関連の事業では、いまだ先が見えない新型コロナウイルス感染症対策への心配りが今も続いていることに敬意と感謝を申し上げます。

商工業では、人手不足の解消、雇用の確保など、外国人を含めた人材の育成に苦慮されていますし、資材、原料費、人件費など的高騰で厳しい環境の1年になりました。

大変不透明な1年になりましたが、議会といたしましても、今後を見据えて各産業への振興対策と町民の生活支援など、地域活性化と町のにぎわいを取り戻す取組を積極的に進め、また、今ある課題、対策を町や関係機関、各団体と連携し、協力しながら必要な対策の推進に努めてまいります。

議会におきましては、町民の代表として、議員一同、決意を新たに議員活動に取り組んでまいりますので、今まで以上に町民の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本年がよりよい年になりますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、念頭の挨拶に代えさせていただきます。

次に、町長から年頭に当たり、挨拶の申し出がありますので、これを許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 令和6年初会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

改めまして、今年もよろしくようお願い申し上げます。議員の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

まずは、冒頭、黙祷させていただきました石川県を中心とする能登半島地震の発災により、多くの死者、安否不明者、避難所で身を寄せている皆様に、謹んで哀悼の意並びにお見舞い申し上げます。さらには、羽田空港におきまして、被災地物資輸送の準備の際、民間機との衝突事故により亡くなられた海上保安庁職員に改めて哀悼の誠を捧げるところでございます。

さて、昨年5月、コロナ感染症の分類も下がり、人の流れが本格化し、経済活動は着実に動き出したところでございます。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻、先の見えない中東の紛争によるエネルギー価格、資材の高騰、為替変動等による物価高騰は、いまだ町

の経済活動に大きな影響を及ぼしているところでございます。落ち込んだ景気の回復や生活の負担軽減のため、昨年は議会の議決を頂きながら様々な対策を行ってまいりました。この諸課題に解決に向け、行政運営に多大なるご協力、ご支援を頂きました議員の皆様に深く感謝申し上げます。

本年は、農業、漁業、観光業も含めた商工業における地域資源を最大限活用し、さらなる交流人口、関係人口と増加を目指し、町民の皆様の暮らし、地域経済を支える、活動を支える取組を、議会と一層連携し、密にしながら、積極的に進めてまいりたいと思います。

また、本年は洞爺湖町と箱根町が姉妹都市提携60周年の節目を迎えました。観光業を中心に官民連携しながら、両町が一層の飛躍ができるということをご祈念申し上げるところでございます。

この厳しい冬が落ち着き、魅力と活気に溢れた洞爺湖町が春の芽吹きとなって新たに始まりますよう、議員各位のご指導、ご協力を賜りながら、まちづくりを進めてまいりたいと思います。

結びに、町民の皆様、議員各位のご健勝、ご多幸、ご祈念申し上げ、年頭に当たってのご挨拶といたします。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、10番、石川諭議員、11番、板垣議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉薫君） それでは、議会運営委員会より、所管事務調査報告を行います。お手元のペーパーをご覧いただきたいと思います。

所管事務調査報告書。

令和6年1月19日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、千葉薫。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、洞爺湖町議会令和6年1月会議の運営について。

2、調査日、令和6年1月18日木曜日。

- 3、出席委員、私のほかに、小林副委員長、五十嵐委員、大久保委員、越前谷委員です。
- 4、委員外としまして、大西議長、板垣副議長にご出席をいただいております。
- 5、説明員でございます。町より八反田副町長に概要説明いただきました。
- 6、結果でございます。地方自治法第102条の2第7項の規定に基づく洞爺湖町議会令和6年1月会議の開議請求に伴い、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、1月19日、1日間。

審議日程について、1月19日、本会議でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定しました。

議場内では、議員、職員の全員がマスクを着用することとするが、アクリル板を設置している場所においては任意とする。また、入室前には手の消毒を行うこととする。傍聴者についても入室前に手の消毒を行っていただくとともに、マスクを着用していただくこととする。

以上でございます。

- 議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

会議の審議日数は、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

- 議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

下道町長。

- 町長（下道英明君） それでは、洞爺湖町議会令和6年1月会議、町長行政報告を読み上げさせていただきます。

1、令和6年能登半島地震について。

1月1日午後4時10分頃、石川県能登地方を震源とする大規模な地震が発生し、地震と津波により広範囲にわたる甚大な被害が確認されております。

この地震によりお亡くなりになれた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

地震発生後、洞爺湖町を含む北海道太平洋沿岸西部に津波注意報が発表されたことから、地域防災計画に基づく第一次非常配備体制を執り、町民への注意喚起と虻田漁港をはじめとする沿岸部の警戒監視を実施するとともに、津波警報への移行に備えた対応を準備しておりましたが、翌日の午前10時には、津波注意報が解除され、第一次非常配備を解除いたしました。

当町においては、被害は確認されておりませんが、被災地では、今もなお、多くの方々が避難生活を余儀なくされております。

今後は、国は北海道と連携し、被災地への支援を行ってまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2番目でございます。1月8日の大雪について。

急速に発達する低気圧や強い冬型の気圧配置により、胆振西部に活発な雪雲が流入し、1月8日未明から大雪となりました。

当町においては、午前1時48分に、大雪警報が発表されたことから、直ちに警戒体制に入り、路線の通行確保を進めるとともに、不要不急の外出を控えることやストーブの排気口が雪に塞がれることがないよう、こまめな除雪をお願いするなど、町のホームページなどを通じ、注意喚起を行いました。

さらに、避難行動要支援者の方々には、電話連絡により状況確認を行い、除雪の支援が必要な方々に対し、職員が手分けをして支援を行いました。

これまでに、農業用ビニールハウスの全壊1棟、一部損壊1棟の被害が確認されております。

3つ目でございます。第100回東京箱根間往復大学駅伝競走におけるPRについて。

今年7月4日に箱根町と洞爺湖町が姉妹都市提携60周年を迎える記念として、今回で100回目を迎えた東京箱根間往復大学駅伝競走において、参加された大学23校に、JAとうや湖と連携し、洞爺湖町産のじゃがいも「とうや」を各校へ100キログラム進呈させていただきました。

また、大会当日の1月2日には、大西議長と共に箱根町を訪れ、往路のゴール地点である芦ノ湖畔にて、応援に駆けつけたお客様に対し観光パンフレットや特産の財田米を配布し、PRしてまいりました。

4番目でございます。各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読は省略いたします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

洪川教育長。

○教育長（洪川賢一君） 令和6年1月会議における教育委員会の行政報告を申し上げます。

資料1ページをおめくりください。

一つ目、ふるさと・ふれあいフレンドリーツアーについて。

洞爺湖町と香川県三豊市の友好都市提携による小学生の交流事業「ふるさと・ふれあいフレンドリーツアー」は、とうや小学校及び虻田小学校の6年生と引率者を合わせた12名の訪問団で11月24日から27日までの4日間、三豊市を訪問しました。訪問団一行は、初日に表敬訪問のため三豊市役所を訪れ、職員の温かい出迎えを受け、翌日は、三豊市の6年生と対面式を行った後、瀬戸大橋記念公園の見学や金刀比羅宮での散策、3日目にはみかん狩りやう

どんづくり体験などを行いました。北海道ではできない体験をし、三豊市の子どもたちとの友情の輪を広め、絆を深めてまいりました。

2つ目、洞爺湖町男女共同参画講演会2023の開催について。

「洞爺湖町男女共同参画講演会2023」を12月20日水曜日、洞爺湖町役場防災研修ホールで開催し、約40名の町民の皆様に参加いただきました。

今回は、札幌弁護士会、上田絵理氏を講師に迎え、「誰もが働きやすい職場に」と題し、男女共同参画の視点を踏まえた育児介護と仕事の両立、セクハラ・パワハラ、非正規雇用と雇止めなどについて事例を紹介しながら、職場の中で男女が平等な職員としての役割を果たすために必要な知識を学び、理解を深め、誰もが働きやすい職場づくりについて講演をしていただきました。

参加した方からは、「今までとは違った視点から考えられる」等の意見を頂くなど、男女共同参画の理解を深めるきっかけとなりました。

3つ目、「洞爺湖町二十歳のつどい」の開催について。

「洞爺湖町二十歳のつどい」を令和6年1月7日、洞爺湖町役場防災研修ホールにおいて開催しました。式典には今年度20歳となる該当者43名のうち、町内外から29名が出席し、多くのご来賓の方々の祝福を頂きました。

「二十歳の誓い」では、参加者を代表して岡本寛さんが「感謝の気持ちを忘れずに、自己の言動に責任持ち、社会の一員として貢献する」と力強く宣誓し、式典を終了しました。

式典後は、中学校当時の担任の先生から祝辞を頂くとともに、それぞれが学生時代の思い出話に花を咲かせ、また、地元特産品が当たる抽選会も行われ、会場全体が盛り上がり、晴れやかな門出をお祝いする集いとなりました。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、行政報告を終わります。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、議案第34号洞爺湖町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第34号洞爺湖町手数料条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町手数料条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

まず、この条例の改正の趣旨でございますが、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正に準じまして、洞爺湖町手数料条例の一部を改正するとともに、字句の整理を行うものでございます。

改正の内容でございますが、令和元年5月に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、国

民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るため、全国、市、区、町、村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5年以内に施行されることとされました。

この改正の施行日は、本年3月1日とされ、改正法の施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正になったことから、それに合わせまして、洞爺湖町手数料条例に関する部分について改正をするものでございます。

それでは、議案説明資料にて説明させていただきます。

議案説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町手数料条例新旧対照表でございます。

別表第2条の第2項の関係でございます。

戸籍謄本等の広域交付に伴う磁気ディスクをもって調整された戸籍に関わる書面という表記を、戸籍証明書に改めるものでございます。

第3項でございます。

他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に関わる戸籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号を発行することが始まることから、当町におきましても徴収する手数料とその額を定めるものでございます。

下の2ページになりますが、第4項でございます。

第2項と同様に、戸籍謄本等の広域交付に伴い磁気ディスクをもって調整された除籍に関わる書面という表記を、除籍証明書に改めるものでございます。

次に、第5項でございますが、電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されたことに伴いまして、第3項と同様に、当町が徴収する手数料とその額を定めるものでございます。

次に3ページになります。

第6項及び第7項、それから第9項、第11項につきまして、第3項と第5項が追加となったことから、繰り下げになったものであります。

また、第8項と第10項は、戸籍の届出書の画像を電子化し、届出書等の情報として作成できることに伴い、証明書の交付、それから閲覧できる情報に同情報を追加して、併せて字句の整理を行うものでございます。

第12項から第36項の項番の追加により、繰り下げになったものでありまして、備考欄中、第32項についても同様でございます。

議案書の2ページに戻っていただきたいと思います。

施行日につきましては、本年、令和6年3月1日からと定めております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） よく分からないのですけれども、戸籍電子証明書提供用識別符号、これと、今個人番号に変わってこれが設けられたとありますけれども、それと、マイナンバー

の個人番号との違いをちょっと聞きたいと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民税務課長。

○住民税務課長（後藤和郎君） マイナンバーと戸籍電子証明書の違いでございます。

まず、戸籍電子証明書の活用に係る戸籍証明書の添付省略というのが、今後始まる事務として考えられるところでございます。まず、この法律の趣旨の考え方でございますけれども、国のデジタル化の推進の一つとしまして、行政機関におけるオンライン申請を行うことを想定してございまして、そのツール、手段としてこの事務が追加となったものでございます。

マイナンバーに絡む事務でございますけれども、今後予定される事務としまして、国の行政機関における申請でマイナンバーを介しまして、戸籍謄本を見に行くという添付の省略ができる事務というのが一つ出てきます。まず、マイナンバー法に絡む利用事務というのが社会保障と税という一つのカテゴリーの中で枠組として決められてございます。その事務に関しましては、マイナンバーと申請書を公共機関に提出することによって、行政機関が戸籍証明書を確認できるということになります。

もう一つ、マイナンバー法に絡む社会保障と税に絡む関係利用事務以外の事務というのがございます。それにつきましては、マイナンバーを利用することができませんので、新たに戸籍電子証明書識別符号という戸籍のみに関わる証明書というのが発行することによって、それを使って戸籍謄本、抄本、今度戸籍証明書と言いますけれども、それを見に行くことができます。

なので、マイナンバーの使える事務と、マイナンバーを介して戸籍証明書を、戸籍謄本とか、そういうのを見に行く仕組みと、マイナンバー法に絡む社会保障や税に係る事務以外のもの。今想定されている、直近で可能と言われている事務は、旅券法によるパスポートの申請が予定されています。今現在、電子申請というのが4月1日から予定されているところでございまして、その事務に関しましては、戸籍電子証明書というのを利用して、戸籍の確認ができるのではないかなということが想定されてございます。

なお、マイナンバーに絡む事務、今申し上げましたマイナンバーを使った戸籍謄本や戸籍抄本を確認できる事務だとか、もしくは戸籍電子証明書、識別符号を介した確認するような事務に関しまして、今後予定される事務というのが、まだ具体なところがあまり決まってないところがございまして、今後予定される事務としまして、国のほうから示される予定となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 今、マイナンバーを普及させようという中の一つだと私は考えているのですが、これが始まってから、いろいろと個人情報漏洩されているというのが、最初の年から減るのではなくて、どんどん増えている状況に今あると思うのですが、その状況の中で、それを食い止めるというか、それを防止するというような、そういうシステムは今どう

いうふうになっているのか。これから、これが入ると、もっともっと漏洩関係が増えると思うのですが、そのシステムに関してはどうなのでしょう。

○議長（大西 智君） 後藤住民税務課長。

○住民税務課長（後藤和郎君） セキュリティの関係の考え方だと思うのですが、実はマイナンバーに係る情報というのは、国のほうでCSサーバーという、マイナンバーに係るシステムを持っていて、そこに直接見にいけるわけではないので、戸籍に係る関係だけを見にいけるという形に現在なっているというふうには情報として知り得ているところでございます。

實際上、5年かけて戸籍情報と各それぞれ住民基本台帳のそれぞれの個人の情報と紐づけた中で、今現在システムが運用できるような状況になっているところでございますけれども、個人番号のシステム、いわゆるマイナンバーのシステムと戸籍のシステムについては、きちんとしたセキュリティが構築されているというふうに理解していますので、必ずしも戸籍の情報を見にいけるシステムからマイナンバーのほうに芋づる式にシステムが漏洩するというふうには聞いてございませんので、そのところはお安心していただければというふうに考えてございます。

○議長（大西 智君） ほかにございますか。

今野議員。

○5番（今野幸子君） 今、システムがそういうふうにはきちんと漏洩されないというふうになっていると言っているのですが、現実には漏洩がすごく増えてきているという現実があるのです。2022年にももう会社とか子会社、そういった中でも個人情報というのが漏洩されて、紛失されているとか、マイナンバーが書かれている書類が紛失だとか、そういった状況も増えてきている。そういったシステムを組む間、そのつなぎ目、そういったところでも漏洩が続いている。それを、今実際に増えているということなので、システムがきちんとなっているとは思えないのです。それを、やはり漏洩を防ぐという点で、今のままではやはり、こういうふうが増えてきていると、現実には増えてきていると。それを止める策というのを新たに考えているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 今野議員、マイナンバーのシステムの中で漏洩が増えているということなのですが、この議案の中で、今質疑された部分というのは、先ほど後藤課長が答弁されていますので、その辺でご理解はできないでしょうか。

○5番（今野幸子君） 今のちょっといいです。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

そのほかに、質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 反対の立場で討論させてください。

戸籍情報をマイナンバーと紐づけるという戸籍法が改定されて、この3月から施行されるということなのですけれども、そもそも東日本大震災、これの被災を契機にして、国民のあらゆる戸籍情報が国の法務省データ管理運用が行われてきたということになるのですが、マイナンバー制度のためにつくられたネットワークシステム、これを通じて、戸籍関係情報を確認するということが可能になりました。

それで、例えば私も最近、本籍地から戸籍謄本とかを取り寄せるということが結構あったのですけれども、今回、私の経験からしても、今回の戸籍の広域交付については、利便性の拡大の観点からは、その部分は賛成できるものだと思っております。しかし、今5番議員からもあったように、戸籍というのは本当に究極の個人情報だと思うのです。私の過去が、今回も私、自分の知らなかったことがちょっと明らかになって、戸籍を取り寄せてみて初めて分かったこともあるのですけれども、自分のルーツに関わる情報がそこには記載されています。洞爺湖町、たしか、昨年3月だったのですけれども、個人情報保護条例が廃止され、そして国の保護法にもう一元化されているのですけれども、国民一人一人の個人情報が保護されて、人権尊重がされるのか、すごいこのことについては問題をはらんでいます。今の答弁でも安心していいということで答弁頂いたのですけれども、でも本当に安心できるのかなというのは、私はとても危惧しております。なぜならば、別の件でマイナンバーと紐づけされた健康保険証、かなりエラーが多い、増えている。そのことによって、マイナンバーカードと連携することによって、情報漏洩とか流出等のリスクが高まるのは、私は否定できないのではないかなと思うのです。安心してほしいという言葉、私信したいけれども、でも現実、安心できない状況になっているのではないかと思います。

こういった観点からしてみても、今回の議案第34号洞爺湖町手数料条例の一部改正については、反対します。

以上です。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、これで、討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西 智君） 起立多数です。

したがって、議案第34号洞爺湖町手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第35号洞爺湖町霊園条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、3ページをお開き願いたいと思います。

議案第35号洞爺湖町霊園条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町霊園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この条例の改正の趣旨でございますが、洞爺湖町霊園条例では、洞爺湖町内の霊園及び墓地の設置に関わるものを本条例で規定しているところでございますが、本年4月から供用開始する洞爺湖町合同墓に関する事項を加えるものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明させていただきます。

4ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町霊園条例新旧対照表です。

第1条の設置及び第2条の名称及び1の中に、洞爺湖町合葬墓を加えるものでございます。なお、合葬墓は、三豊霊園の敷地内となります三豊5番地に設置するものでございます。

第4条の利用許可につきましては、合同墓及び合同墓の墓誌の規定を加えるものでございます。

次に、第2項でございますが、新たに合同墓の利用要件を規定してございます。

次のページになりますが、第1号といたしましては、洞爺湖町内に居住する者。また、第2号としては、洞爺湖町に居住していた方を埋蔵する場合。また、第3号は、洞爺湖町の霊園や墓地を利用していた方が合葬墓に改葬する場合を要件としているものでございます。また、第4号は、洞爺湖町に居住されていない方であっても、特別に許可することができることとしております。こちらについては、洞爺湖町に縁のない方が合葬墓を使用することを希望する場合にあっては、事情を勘案した上で特別に許可することを想定しております。ほかの自治体でも同様に受入れがなされております。

第3項には、墓誌の利用は町の指定する規格により作成されたものに限り利用を許可することとしております。

それから、第5条代理人の選定については、霊園に限ったものとなりますが、利用許可を受けた者が町外に居住されている場合、または町外に転居した場合に町内に居住する方を代理人として選定することとし、全部改めるものでございます。

第7条につきましては、文言の整理でございます。

第8条の返還については、利用場所の返還は、霊園に限った取扱いとなることから、冒頭に霊園の文言を加えております。

それから、第10条は使用料について、霊園に加えて合葬墓につきましても、使用料を徴収することとしております。

なお、第2項については、第4条に新たに規定した合葬墓の特別な利用許可を受けた者は合葬墓の使用料を5割増しとするものでございます。

第11条については、減免を表記しておりました。霊園、合葬墓とも免除の扱いのみとして文言の整理をしたものでございます。

第12条につきましては、新たに合葬墓の使用料について還付しないこととする規定を第2項に加えたものでございます。

第13条でございますが、新たに焼骨の不返還について規定したものでございます。合葬墓の埋蔵及び改葬した焼骨の返還を求めることができないとしたものでございます。

次のページになっています。

また、新たに1条を加えたことから、改正前の第13条から第15条をそれぞれ1条ずつ繰り下げております。改正後の第14条許可証の交付及び再交付には、合葬墓及び墓誌の利用の規定を加えるものでございます。

第15条は、文言の整理を行っております。

最後に別表となりますが、表第を削除しております。表の最後に洞爺湖町合葬墓の項を加えることとし、使用料につきましては、焼骨1体につき2万円としますが、5体を超える場合は、5体を超える焼骨1体につき1万円とすることとしております。

議案書に戻っていただきたいと思います。

5ページになります。

附則でございます。

第1項、施行日の期日は令和6年4月1日からの施行でございます。

第2項には、経過措置として、この条例の施行の際、現に改正前の洞爺湖町霊園条例の規定により、施行日以降の利用に当たりなされた処分、手続き、使用料の徴収その他の行為は、改正後の洞爺湖町霊園条例の相当規定によりなされたものとみなすとしているところでございます。

以上、ご提案申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（越前谷邦夫君） 何点か質問させていただきます。

条例改正の骨格には反対するものではありませんが、この文言について、ちょっとこれでいいのかなと思う点があるものですから、確認をさせていただきたいと思うのですが。この条例の中を見ると、埋蔵ということになっているのです。昨今は、よく僕らはお通夜なんかに行って、住職の講話などを聞いていると埋葬と言っているのですが、ここでいう埋蔵というのはどういうことなのか。埋葬ではないのかなど。

自分も疑問に思ったものですから、辞典であるとか広辞苑などを調べてみると、広辞苑では、この埋葬とは死体等々を地中に埋め葬ることだと。それから、遺骨などを埋めて葬るこ

とだと。これが広辞苑で言っている埋葬なのです。ここでいう埋蔵とはということで、ちょっと調べてみたら、埋め隠すこと、隠すことというのです。そして、埋めて隠れること。別な辞典を調べてみると、やはり埋葬とは遺体や遺骨等を地中に埋めることだと。それと、埋蔵とは地中に埋まっていること、埋めて、ここでも隠すことなのだと、埋蔵というのは。したがって、洞爺湖町で条例改正するこの文言の中で、埋蔵ということになっているのですが、その根拠性をまず確認をさせていただきたいなと思います。

それで、特に何点かこれから質問させていただきたいのですが、焼骨をして、多くの方々というのは、やはり家族環境等々が衰退をして、なかなか自分のお墓を持っていても、それを守っていくことができないとか、あるいはまたお墓がない方々だとか、そういう方々がこれからこの合葬墓を使用されるのではないかなという気がするのです。家族環境とか衰弱すると。そういう私はおぼえを持っているのですが。そこで伺いますが、使用料の選定基準というのはどういうところから持ってきたのかなと。

それから、納骨日については、4月から11月までは月2回だと。そうすると、冬期間亡くなられた方で、やはり家族が遠くから来ている方もいるのではないかなと思うのですが、その冬期間の焼骨をどのような管理をしていただきたいということで行政は考えているのか。その辺と。

それから、自分、以前から、以前の住民課長にも申し上げたのですが、いわゆるこの無縁仏になっている方だとか、あるいはまた身内もない方々で、場合によっては発見されたこともありますし、そういう方々の遺骨というのはどうそれこそ埋葬、ここでいう、自分は埋葬だと思うのですが、埋葬させようとしているのか。その辺伺っておきたいなと思います。

それから、この合葬墓には、当然規模からいって大体何百体の焼骨が改葬できるのか。そして、今現在、洞爺湖町では1年間どのぐらいあるだろうなということで捉えているのか。その辺を伺って再質問させていただきます。

○議長（大西 智君） 5点ほどあります。

原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） まず、議員のほうからの御質問で1点目、埋蔵と埋葬の関係でございます。

こちらのほうについては、私どももこの違いは何だというところで、条例をつくる際には鋭意調査させていただきました。結果、墓地、埋葬等に関する法律、これは昭和23年に制定されているのですけれども、第2条において、埋葬とは死体を土中に葬ることと定義がなされてございます。また、厚生労働省の墓地埋葬等に関する法律の概要の中には、埋葬または焼骨の埋葬は、墓地以外の区域に行ってはならないとされ、行政手続の仕組みでは、死体を墓地に葬る場合には埋葬としておりまして、火葬した焼骨を墓地に納める場合については埋蔵としていることから、合葬墓のほうに納められる焼骨は埋蔵となり得ることから、死体であれば埋蔵となりますので埋蔵としているところでございます。

続きまして、使用料の設定の関係でございます。使用料の設定につきましては、近隣市町

村の料金設定などを参考にしたほか、お墓の建立に要した費用のほか、今後の維持管理に要する費用等を考慮して料金設定をさせていただいたところでございます。

合葬墓は長期間、維持・存続されるものでございますので、町の財政状況等も勘案した場合、利用者の方に応分の費用負担を頂くことで、永代管理を行う町としても持続可能な合葬墓の運営につながるものと考えてございますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。冬期間の対応でございます。

答弁遅れまして、申し訳ありません。

納骨ができる期間は、4月から11月までと予定させていただいておりますけれども、遠方で何回も足を運べないなど、それぞれ事情があると思っておりますので、合葬墓への受入期間以外での埋蔵を希望される方への対応につきましては、できるだけ不便をかけないように、供用開始までに何かしらの対応を考えさせていただきたいと思っております。

あと、無縁墓の対応でございます。現在、町のほうで使用しております無縁墓については、まだ多少の余裕がございますことから、現時点においては、現状の使用を継続してまいりたいというふうに考えておりますけれども、その無縁墓がいっぱいになる、あるいは老朽化により建て替えや修繕が必要になるような状況となった際には、合葬墓への改葬をしてみたいというふうに考えているところでございます。

最後、五つ目、焼骨は何体ぐらい入れるのか。また、1年にはどのぐらいの焼骨が納骨されるのか、見込みですね。現在、建設いたしました合葬墓については、年間大体750体から800体ぐらい入るであろうというような設計で建立させていただいております。年間には見込みとして15体前後ではないかというような見込みで予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 埋葬と埋蔵の違い、それは昭和23年の法律でしょう。その頃というのは埋蔵でもよかったのではないかなという気がするのです。昭和23年ですから、戦後、それこそ、大体先輩の方々から聞いても、戦後30年近くは野焼けやら何やらという、そういう火葬の方法であったかと思うのです。そういうのは埋蔵で結構だと思うのです。今、施設の中で火葬された焼骨は埋葬と言うのではないかと自分は思うのです。したがって、法律がそういうことだということからやむを得ないのだということのようではございますけれども、それでは広辞苑のほうで間違っているのかな。その辺がちょっと自分、納得いかないところなのですよね。それで、このことについては長々と言うあれはないのですが、埋葬、埋蔵というので、トップは学習塾もやった方ですから、埋葬と埋蔵の違いというのはどうなのか、ちょっと答弁もらいたいなと思っております。

それで、無縁仏の件ですよね。亡くなった方も、結局は別々に、それこそ埋蔵される、行政からいけば、埋蔵されるというのは、これは共生社会を考えている洞爺湖町として、分離するというのが、いささかやはり冷たい洞爺湖町ではないのかなという気がするのです。自分は約800の焼骨が入る施設ならば、10年に1体出るか出ないかの、そういう無縁仏も一緒

に入れてあげましょと、そういう行政であってほしいと思うのだけれども、その辺はどう考えているのか。その辺も再度お願いしたいなと思います。

それから、2回目の最後ですけれども、今回機構改革で今まで霊園関係は全部住民課であったはずなのです。受付も。受付は今でも住民課か。亡くなったとか、何とかの受付は。ところが、焼骨のほうに行くと、合葬墓のほうに行けば、今度所管が環境課だと。環境課と言ったけれども、何で環境課なのよと。自分、やはり古い人間ですけれども、産業廃棄物だとかごみだとか扱っているところが合葬墓、焼骨を扱うということにはなるのかなと。やはり、亡くなったとか来たら住民課でしょう。住民課で受付したら合葬墓のほうにもお願いしたいのですがと言ったら、いや、合葬墓は環境課所管ですから環境課に行ってくださいと、こういうたらい回しというのはやってはならないと思うのですが、その辺の見解を伺っておきたいなと。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 私から、議員からございました埋葬と埋蔵でございますけれども、先ほど次長のほうからも答弁させていただきましたけれども、やはり文言の定義だと思うのですが、定義で、これ1948年ということで昭和23年の法律第48号で定義をさせていただいているというところで、先ほど次長がありましたようにご理解いただきたいと思いますが、埋葬については、やはり墓地埋葬等に関する法律ということで、言葉の定義で、先ほど、今議員おっしゃったとおり、今現実の、現在の、いわゆる言葉の感覚の中ではそのようなご懸念もされていると思いますが、条例の文言の中では、やはり埋蔵、埋葬については、定期的に定義をさせていただいているものですから、この条文については、埋葬、埋蔵の中で対応させていただきたいと思っているところでございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 私のほうから無縁墓のほうの、分離するのではなくというご提案でございます。

これにつきましては、旧墓地の入口付近に無縁墓があるということでございまして、お参りの際に無縁墓も一緒にお参りして帰られる方が結構おられるということで、あと無縁墓の周りを清掃していただいている方もいらっしゃるというお話も伺っているところでございます。

また、平成26年頃にほこら自体も大分老朽化してきた中で、ほこらの修繕なんかも実施したところでございます。

こうした善意の方々の思いや何かも考えた場合には、今の施設が存続する間につきましては、今の施設をちょっと利用させていただいた上で、建て替えですとか修繕等が必要になった際に、合葬墓に改葬するということで考えていければなというふうに思っております。

決して分離するというのではなく、入れるということについては、当然町のほうとしても考えてございますので、ご理解いただければというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（大西 智君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋秀明君） 申請受付の関係でございますけれども、昨年10月に機構改革したところでございますが、その際、生活環境課に霊園及び火葬場の部分については移管されたところでございます。申請受付の部分につきましては、しっかり住民税務課の部分においても対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 3回目ですから、これで終わります。

自分は、今、経済部長が話した内容は理解、理解というよりも、話している内容は理解できる。けれども、我々は常に共生社会だ、共生社会だと口では言うけれども、実際にこういう、それこそ墓地等の関係というのは、何か分離ですよ。別の施設に入れるのだと。あるから、そこへ入れるのだと。そうではなくて、よく聞くではないですか。うちのおやじが入っているから俺も一緒に入りたいのだとか何とかとあるように、やはり少なからず、この無縁仏も合葬墓に入れてくれるような、そういう共生を大きく考えている行政であってほしいなと思うものですから、亡くなった方の分離ということは、ちょっと冷たすぎるのではないかなと。施設があるからいいのではなくて、これからはそういう無縁仏が発生したならば、そちらのほうに、合葬墓のほうに一緒に入ってもらおうと。こういう、それこそ共生社会であってほしいな、共生洞爺湖町行政であってほしいなと思うのだけれども、もう1回、その辺を最後にお願いします。

それからもう一つ、先ほど冬期間亡くなった方の取扱いというのはどうだったかな。答弁したかな。オープンするまで考えるとね。とにかく、笑っている方もいるけれども、真剣なのですよ、俺は。こういう合葬墓だとか、そういったことについては、やはり先人の方々というのは苦労して、血みどろになってこういう社会をつくり上げて、今の現在の洞爺湖町があるわけだから。そういうことを考えれば、できるだけ寂しい思いをさせないような、そういう速やかに合葬墓なら合葬墓に入っただけのような環境というのを行政はやろうと思ったらできるはずです。自分に言わせると。何も冬でもその合葬墓の入口を開ければいいだけの話なのだから。そういう行政であってほしいのと、先ほどの共生社会に対する質問、もう1回、納得いかない、分離するということには。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 同じような答弁になるかもしれませんが。先ほど経済部長が話したとおり、無縁仏の状況をお話させてもらいますと、三豊の入口の駐車場を降りて水を汲んでいくところに、一番いいという表現がどうか分からないですけれども、皆さんが一番接していただいているところに無縁仏があると私どもは思っておりまして、残念ながら無縁仏に入る方というのは、やはり身内がいらっしゃらない、本当に縁もない、誰も、ちょっとできないことからそこに入っただけで、議員がやはりそれを差別してはいけないよということでご提案いただいていることだと私は思っていますけれども、その中で私が今冒頭

で言いかけたのは、お盆とかに皆さんが来ていただいて、誰も来てくれないような人が入っているところに花を添えたり、線香をあげたりしていただいているせつかくいい場所に、それがあつて我々はもう少しその皆さんで守つていただいて、先ほど掃除もしていただいているような話もありましたけれども、そういう思ひである方の気持ちも大事にして、もう少しここに置いてあげてほしいな、あげたらどうだろうという考え方を持っていますので、別に共生社会、議員言われている共生社会とか、優しい私ども洞爺湖町を目指しておりますので、決してそういうつもりではなくて、今ある無縁仏の在り方が、今ここにあることによつて皆さんからそういうような手をかけていただいて、皆さんで守つていただいている、そういうことだということ、もう少し状況を見させていたきたいということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） どうしても納得いかないの、条例改正には反対させていただきます。

やはり、少なからず我々が言葉で表すように共生社会だ、共生社会だと言ひながら、無縁仏というのは今、副町長が申し上げたように、今まで家族もどこにいるか分からない、親戚もどこにいるか分からない、そういう寂しい日々を送つてきた方々が無縁仏なのです。ですから、私は今度新しくつくる、場所がどうかこうとかと言ひますけれども、それは理屈だと、自分に言わせれば。答弁の理屈というものだ。これからできる合葬墓に、やはり無縁仏の方々も入れてあげるといふ、そういうことでなければ、この条例に対しては反対をいたします。

○議長（大西 智君） 本件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、これで討論を終わります。

この採決は、起立によつて行ひます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（大西 智君） 起立多数です。

したがつて、議案第35号洞爺湖町霊園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第36号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の6ページをお開き願いたいと思います。

議案第36号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,047万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億4,136万1,000円とするものでございます。

事項別明細書で説明させていただきたいと思います。

4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金9目物価高騰対応重点支援地方創生臨時補助金でございます。4,047万4,000円の増額でございます。内訳については、歳出にて説明させていただきます。

次に、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

7款商工費2項観光費2目観光施設管理費でございます。貸付金で洞爺湖ビジターセンター等利用協議会へ500万円の貸付をするものでございます。これにつきましては、新型コロナウイルスが大分落ち着いてきまして、修学旅行やインバウンドの方々も入館していただき、回復傾向にはございますが、近年の燃料費や物価の高騰、それから人件費の引き上げ等によりまして、歳入と歳出の差引額が令和5年、それから6年の2か年で約440万円のマイナスになる見込みとなっております。この施設におきましては、2007年、16年前から料金の改定がされていなく、令和7年度から料金改定に向けて今準備を進めさせていただいているところでございます。料金を改定することにより、令和7年度末には収支が改善され、200万円ほどの黒字も見込まれているところでございますので、洞爺湖ビジターセンター等利用協議会に対しまして500万円の貸付を行うことで提案させていただいております。なお、償還につきましては、1年据え置きまして、令和7年度末から5か年で償還をお願いしているところでございます。

次に、13款1項1目の予備費でございます。500万円の減額でございますが、今説明した商工費によるもので、合計としては6,769万5,000円となっております。

続いて、14款1項の新型コロナウイルス感染症対策費で1目生活支援対策費、4,047万4,000円の増額でございます。5の低所得者世帯支給金、均等割のみの課税給付事業でございます。物価高騰の負担の大きい低所得者世帯のうち、個人住民税非課税世帯以外の世帯で

あって、均等割のみの課税世帯への軽減を図るため、10万円を支給するものでございます。300世帯を予定してございます。そのほか、事務費のほか、西いぶり広域連合へのシステム改修費で80万円ほど計上しております。次に、6の低所得世帯支援給付金こども加算事業でございます。個人住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算といたしまして、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たりに対しまして5万円を支給するものでございます。180人を予定して予算計上させていただいております。

以上、ご提案を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 6ページ、7ページの洞爺湖ビジターセンター火山科学館管理運営事業の500万円の貸付の件でございますが、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、行政が貸付をできるというのはどういう場合なのか。あまり馴染まないですね、行政が貸付するというのは。ただ、温泉利用組合に貸し付けたりとかということがありましたので、何かのルールに則れば貸付ができるのだろうというふうに思うので、その条件みたいなものがあるのかどうか。それと、この貸付の額も含めて、どういう場面で、どこで決断がされるのか、決定されるのか。それから、この相手方の洞爺湖ビジターセンター等利用協議会、これは任意の団体であって、利用料を取っているけれども、これは申告をしたりする団体かどうかの確認。それから、貸付に対しての契約書がつけられるのかどうか。それと、多分ないと思いますが、利息等も考えているのか。5点ぐらい確認したいので、よろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） 答弁をお願いします。

藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） まず、予算上の貸付の条件の部分ですけれども、今回については担当課の観光振興課のほうから相談がございまして、中身を精査して、洞爺湖温泉の利用共同組合ですとか、あとは洞爺湖温泉の観光協会ですとか、そういうところに貸付している前例もございますものですから、それと同じということで、今回貸付ということで補正予算。500万円の金額については、ちょっと担当課、観光のほうから相談があったのですけれども、そういうことでちょっと今回は補正予算を計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 貸付の額の決定はどこかというところでございますが、こちらにつきましては、協議会事務局のビジターセンター等利用協議会事務局と観光振興課の中での決定でございます。

もう一つ、3番目の協議会は任意の団体ということで、申告等はあるのかということですが

けれども、こちらは申告はしております、税金のほうも払って支出しております。

あと、契約書の関係も貸付については、契約書を結んで締結をさせていただいております。

それから、すみません、利息についてですが、利息はなしということで考えています。

○議長（大西 智君） 4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） おおむね説明は分かりましたが、金額によるのかもしれませんが、これが例えば2,000万円だとか3,000万円だとか額によって違うのかもしれませんが、担当課と財政でどうだということを決めていいのかなという気がしたものですから、少なくとも町長、副町長、総務部長なのか分かりませんが、契約を交わすということであれば、額の中で、専決でもそうですけれども、金額に応じて担当レベルでの予算付けができるというのであればそれで構わないのですけれども、額の大小でないのであれば、決定する場所はもうちょっと適切ところで決定されるべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） すみません、私、冒頭で観光振興課と相談の上ということでもちょっとお話させてもらったのですけれども、予算提案するときに、当然決裁を行いまして、協議は財政と担当課のほうで、今回は観光振興課のほうで行いましたけれども、補正予算の1月会議に向けてのこの提案は、総務部長、経済部長、それから副町長、町長の決裁を取りまして、合意の上で今回提案させていただいたところです。

それから、金額の大小ということでは決してございませんので、それは町長までご理解いただいた上で、今回提案させていただいたところです。

○議長（大西 智君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり決定いたしました。

◎承認第2号

○議長（大西 智君） 日程第7、承認第2号議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣の件については、お手元に配布のとおりであります。

お諮りいたします。

原案のとおり、派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

◎行政報告に対する動議

○議長（大西 智君） 動議ですか。

日程についてでしょうか。

暫時休憩いたします。

（午後 4時26分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 4時29分）

○議長（大西 智君） 具体的に、9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今日、行政報告で、令和6年度の1月1日発生をした能登半島地震についての行政報告がありました。これから町として国や北海道と連携して被災地に支援を行ってまいりますということなのですが、洞爺湖町は2000年の噴火のときに、非常に多くの全国から支援を受けた町です。義援金も56億円くらい。その町がこういう災害が発生した場合には速やかに支援体制を明らかにするとか、あるいはまた義援金を送るとか、そういったことを、今日の自分は議会でそういう方向性が出されるものだろうなと思っていたのです。それが全くない。ただ、国と道と連携をしてと。いつになるか分からない。

いろいろな町では、例えば例を上げます。旭川市では給水車が支援に行ったとか、あるいは室蘭あたりでも何人かグループにて職員が派遣されているとか。それから岩内では避難される方々を受け入れするのに住宅を確保すると。5戸確保すると。そして、電気製品は行政が用意する。そして、頂くのは燃料費だけだと。希望者が多い場合はもっと増やせますよと。こういうことになっている。

それで、東日本大震災のときには、たしか自分の、間違っていたらごめんなさい、うちの職員も状況を把握するのに現地まで行ったと思うのです。だから、そういう速やかな対応を僕は求めるのです。全く最近はスピード感がない。そういう国がどうか、道がどうかではなくて、過去にこういう災害を受けて、被災を受けて、やはり義援金なども頂いた、支援体制も頂いたという町なのですから、国、道は関係なく、洞爺湖町で独自の支援体制を確立しながら取り組むという、そういうことでなければならぬと思うのですが、その辺はどの

ような見解を持っているのですか。

○議長（大西 智君） この災害に対して、行政報告に対しての動議ということで受け止めますけれども、これに対して賛成される議員の方、いらっしゃいますか。

暫時休憩をいたします。

（午後 4時32分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 4時41分）

○議長（大西 智君） 先ほど、議会運営委員会を開きまして、9番、越前谷議員の動議ということで成立いたしましたので、それに対して行政側から答弁を頂くということで議会運営委員会では決まりました。

それでは、下道町長、答弁のほどよろしく願いいたします。

執行方針ということがありますので、町長自ら答弁のほうをお願いしたいと思います。

下道町長。

○町長（下道英明君） 先ほど、冒頭でございます町長行政報告ということでございました。

1番目の令和6年の能登半島地震についてということでございます。国や北海道と連携し、被災地への支援を行ってまいりますので云々というところで、ただいま動議を頂いたところでございます。

実は、私どもも令和6年度能登半島地震支援案ということで、課内ではまとめているところでございます。本日、全員協議会もこの後あるかと思いますが、具体的にまだあれですけれども、まず資金提供、物資提供、その他の支援、そして職員派遣、物資提供ということで、全部で10項目でお示しをさせて、準備をしているところでございます。具体的などころについては、義援金、また公共施設等に義援金箱の設置、タオル・衣類の提供、公営住宅の提供、公営住宅を提供する被災者への就労支援、チャリティーロビー展、また近隣中学校吹奏楽団吹奏楽団合同演奏会と合わせたチャリティー演奏会、さらには職員派遣の中で検討しているところが避難所運営要員、罹災証明書要員、そしてまた被害自治体が必要とする物資の提供、さらには公営住宅を提供する被災者への生活支援ということで、ただいま案を、昨日まとめていたところでございます。その中で、議会とまた調整をさせていただきながら、いずれにしても、例えば義援金についても議決の案件になりますので、まずはそのような形で準備はしていたところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 私のほうから町長に、いま一度答弁漏れといったら失礼なのかもしれないのですが、越前谷議員が求めている質疑と今の答弁という部分では、少しかみ合わない部分がございます。越前谷議員の質疑は、町としての対応がすごく遅いのではないかとといったところで、なぜ遅くなったのかというところも含めて、具体的な今、町長がお話さ

れたこれからの今後の対策というのは分かるのですけれども、行政報告の中でのやはり対応という部分での遅さを指摘されておりますので、その答弁を求めます。

下道町長。

○町長（下道英明君） 今、9番議員のほうから時間軸の問題かと思えますけれども、いずれにしても、この案を出して、そしてまたすぐ動くという点では、私ども精一杯今やっているところでございまして、昨日も実は胆振の7町の町長会議がございまして、私のほうで各七つの町の支援策を出したところで、洞爺湖町のほうは実は一番具体的に案を出していたところでございます。ただ、実施について遅いのではないかと問われれば、これはまた議会案件もございまして、少なくとも私ども、できるだけ早く77噴火、また2000年噴火、被災した地域といたしまして努力しているところでございます。また、すぐ例えば室蘭が給水を派遣するとか等々ございましたけれども、また北海道からの支援について、今準備している段階で、実際に例えば石川県におきましては、まず正式に罹災した方々が、奥能登についてもまだカウントできないという状況の中で、拙速に動くのも大変厳しいところもございまして。まずは、この案を出しながら議会にお示しして、発災したのは1日でございまして、ちょうど2週間少し過ぎたところでございます。そういった時間軸の中で、私どもも課内のほうも一生懸命対応策を考えているところでございまして、遅いという形については、私どもは精一杯努力していることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から3月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時47分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員